官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件（厚生労働八）　一
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（同九）　二
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務八）　五
○情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一四）　六
○肥料を登録した件（農林水産四六、四七）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通四四）　七
○道路に関する件（九州地方整備局四）　七
○道路に関する件（北海道開発局一、二）　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）

法務

公証人任免（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（山梨労働局最低賃金公示一）

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）

令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）

〔公告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達、建設業の許可の取消処分、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

法規的告示

○厚生労働省告示第八号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定を実施するため、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正前	改正後
（入学手続）	（入学手続）
第九条　学科に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学院の長に提出し、学院が実施する入学試験を受けなければならない。	**第九条**　学科に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学院の長に提出し、学院が実施する入学試験を受けなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
（削る）	四　健康診断書（第四号を除く。）に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。
2　前項各号に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。	2　前項各号に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。

○厚生労働省告示第九号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第二項第二号、第九条、第九条の二、第十一条及び第十一条の二の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

令和八年一月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	○・〇〇九八六七六八
省令第七条第二号に規定する率	一・二〇五四三一一一
省令第八条第二項第二号に規定する率	○・九九三二六九八〇
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	八九、七九一円
省令第九条の二に規定する総報酬割概算負担率	○・〇一八八四五九九
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	七四、五三五円
省令第十一条の二に規定する総報酬割確定負担率	○・〇一六三一五四〇

その他告示

○総務省告示第八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　片山さつき

一　名　　称　令和七年度カンボジア王国に対する能力構築支援（ＰＫＯ（施設）派遣事業参加部隊
二　国外派遣期間　令和八年一月十七日から令和八年三月三日まで
三　派遣人数（概数）　十四人程度
四　派　遣　地　域　カンボジア王国

○外務省告示第十四号

令和七年七月八日に東京で、情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月十六日に効力を生じた。

令和八年一月十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定

前文

日本国政府及びカナダ政府（以下「両締約国政府」といい、個別に「締約国政府」という。）は、両締約国政府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、次のとおり協定した。

第一条　適用範囲

1　この協定のいかなる規定も、両締約国政府の間の情報の交換を強いるものと解してはならない。

2　この協定は、両締約国間で効力を有する現行の二国間協定の実施に影響を及ぼすものではない。

第二条　定義

この協定の適用上、

a　「秘密情報」とは、締約国政府によって秘密指定を与えられる情報であって、提供締約国の国内法令及び手続に従って、提供締約国の国家安全保障のため許可されていない開示、アクセス又は破壊からの保護を必要とするものをいう。この秘密情報は、口頭、映像、電子、磁気若しくは文書の形態又は資材、装備若しくは技術の形態を含むあらゆる形態をとることができる。カナダ政府については、この協定において秘密情報というときは、別段の定めがある場合を除くほか、カナダの保護される情報も含む。

b　「権限のある当局」とは、日本国政府に関しては政府の機関、カナダ政府に関しては政府の組織であって、各締約国政府により、秘密情報及び送付済秘密情報の保護について国内法令及び手続に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定されるものをいう。

c　「契約者」とは、受領締約国政府との間の契約を履行する個人又は法人（下請契約者を含む。）をいう。

d　「知る必要」とは、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスする必要性であって、公的に与えられた任務の遂行のために許可されている個人に対してのみ認められるものをいう。

e　「国家秘密保持当局」とは、各締約国政府によって指定される政府の当局であって、この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果たすものをいう。

f　「秘密情報取扱資格」とは、各締約国政府の手続に従って付与される適格性であって、個人が特定の水準までの秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスするためのものをいう。

g　「提供締約国政府」とは、受領締約国政府に対して秘密情報を送付する締約国政府をいう。

h　「受領締約国政府」とは、提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。

i　「秘密指定」とは、締約国政府によって与えられる識別であって、情報に与えられなければならない必要な保護の水準を示すためのものをいう。

j　「第三者」とは、第三国のあらゆる政府、個人、企業、機関、組織若しくは他の法人又はこの協定の締約者でない国際機関をいう。ただし、この協定の適用上、秘密情報取扱資格を有し、知る必要があり、及び第十七条の規定に従い送付済秘密情報へのアクセスを認められた個人は、第三者とはみなさない。

k　「送付済秘密情報」とは、両締約国政府の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。秘密情報は、受領締約国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。この協定において送付済秘密情報及び秘密情報の送付というときは、カナダ政府から日本国政府に送付される保護される情報を含むものとする。

第三条　送付済秘密情報の保護

送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令及び手続に合致する限り、この協定の規定に基づいて保護される。

第四条　国内法令の変更

各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国の国内法令の変更について、他方の締約国政府に通報する。この場合には、両締約国政府は、この協定の可能な改正について検討するため、第二十条に規定するところに従って相互に協議する。その間、送付済秘密情報は、この協定の規定が受領締約国の国内法令に合致する限り、引き続きこの協定の規定に基づいて保護される。ただし、提供締約国政府の書面による別段の承認がある場合は、この限りでない。

第五条　秘密指定及び表示

1　この協定に基づいて提供される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

a　日本国政府にあっては、秘密情報は、「極秘（機密）」、「特定秘密（機密）」、「極秘」、「特定秘密」、「秘」又は「重要経済安保情報」と表示される。

b　カナダ政府にあっては、秘密情報は、「TOP SECRET」、「TRÈS SECRET」、「SECRET」、「CONFIDENTIAL」又は「CONFIDENTIEL」と表示される。

2　日本国政府は、保護される情報に対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、「PROTECTED C」又は「PROTÉGÉ C」と表示されたカナダの情報を「極秘」又は「特定秘密」として、及び「PROTECTED B」、「PROTÉGÉ B」、「PROTECTED A」又は「PROTÉGÉ A」と表示されたカナダの情報を「秘」として、取り扱い、及び保護する。

3　表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、受領締約国政府に対して秘密指定を通報する。提供締約国政府は、受領締約国政府の要請がある場合には、書面により秘密指定を通報する。

4　受領締約国政府は、実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、提供締約国政府名並びに5及び6に規定する受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

5　1の規定に関し、対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	カナダ
極秘（機密）／特定秘密（機密）	TOP SECRET／TRÈS SECRET
極秘／特定秘密	SECRET
秘／重要経済安保情報	CONFIDENTIAL／CONFIDENTIEL

6　2の規定に関し、カナダの保護される情報の秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	カナダ
対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、極秘又は特定秘密として保護する。	PROTECTED C／PROTÉGÉ C
対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、秘として保護する。	PROTECTED B／PROTÉGÉ B
対応する秘密指定はないが、両締約国政府が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、秘として保護する。	PROTECTED A／PROTÉGÉ A

第六条　国家秘密保持当局及び権限のある当局

1　国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

a　日本国政府については、外務省

b　カナダ政府については、公共事業・政府サービス省又はその後継機関

2　国家秘密保持当局及び権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

3　両締約国政府は、それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通報する。

第七条　送付済秘密情報を保護するための原則

1　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。

2　受領締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従って、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準において自国の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。

3　受領締約国政府は、提供締約国政府の事前の書面による承認を得ることなく、送付済秘密情報が提供された目的以外の目的のために、当該送付済秘密情報を使用してはならない。

4　提供締約国政府は、受領締約国政府による送付済秘密情報へのアクセスに係る追加的な制限並びに送付済秘密情報の使用、開示及び提供に係る追加的な制限を書面により定めることができ、また、受領締約国政府は、これらの制限に従う。

5　受領締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従って、送付済秘密情報に関係する特許権、著作権又は企業秘密のような知的財産権を遵守する。

6　各締約国政府は、秘密情報取扱資格を有しており、かつ、秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿を保持する。

7　受領締約国政府は、送付済秘密情報の配布及び送付済秘密情報へのアクセスを管理するために、送付済秘密情報の識別、所在、目録及び管理の手続を設定する。

8　提供締約国政府は、受領締約国政府に提供した送付済秘密情報の秘密指定のその後の変更について、受領締約国政府に通報する。

第八条　送付済秘密情報へのアクセス

1　いかなる個人も、階級、地位又は秘密情報取扱資格のみにより、送付済秘密情報にアクセスする権利を有しないものとする。

2　送付済秘密情報へのアクセスは、知る必要があり、かつ、受領締約国の国内法令及び手続に従って秘密情報取扱資格を付与された個人に対してのみ認められる。

3　受領締約国政府は、個人に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、国家安全保障上の利益と合致し、及び当該個人が送付済秘密情報を取り扱うに当たり信用でき、かつ、信頼し得るか否かを示す全ての関連する情報に基づいて行われることを確保するために適当な措置をとる。

4　受領締約国政府は、送付済秘密情報へのアクセスを認めようとする個人に関し、3に規定する基準が満たされていることを確保するため、自国の国内法令及び手続に従って適当な措置をとる。

5　提供締約国政府の代表者が受領締約国政府の代表者に対し秘密情報を提供する前に、提供締約国政府は、受領締約国政府の関係する権限のある当局から、予定される受領者が、知る必要があり、かつ、必要な水準の秘密情報取扱資格であって第五条の規定に基づく対応する秘密指定の水準に応じたものを有していることについて保証を得る。

第九条　訪問手続

1　一方の締約国政府の個人が他方の締約国政府によって保持されている秘密情報にアクセスすることを伴う訪問は、当該他方の締約国政府の事前の承認によってのみ行われる。当該訪問の承認は、知る必要があり、かつ、前条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該個人に対してのみ与えることができる。

2　訪問の申請は、訪問を行う一方の締約国政府の権限のある当局により、政府間の経路を通じて、他方の締約国政府の権限のある当局に対して提出される。当該申請には、訪問を行う個人が、知る必要があり、かつ、前条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有することの証明を含める。

第十条　秘密情報の送付

秘密情報は、政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。提供締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従い、全ての秘密情報の保管、管理及び秘密保持について、受領締約国政府が当該秘密情報を受領するまで責任を有する。

第十一条　秘密情報が送付されている間の秘密保持の義務

両締約国政府の間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、次のとおりとする。

a　文書その他の媒体の形態をとる秘密情報については、

(i)　秘密情報は、封印された又は不正な開封を表示する封筒であって、別の封印された若しくは不正な開封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。封入された封筒には、当該文書その他の媒体の秘密指定及び受領予定者の属する組織の住所のみを記載し、外側の封筒又は秘密保持袋には、当該受領予定者の属する組織の住所、発送者の属する組織の住所及び適当な場合には登録番号を記載する。

(ii)　封入された文書その他の媒体の秘密指定は、外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

(iii)　秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。封入された秘密情報の受領証は、受領締約国政府の最終の受領者によって署名され、提供締約国政府の発送者に返送される。

b　装備の形態をとり、又は装備に含まれる秘密情報については、

(i)　秘密情報は、その内容が識別されることを防止するために、封印され、かつ、被覆された輸送手段により送付され、又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、許可されていない個人によるアクセスを防止するために、継続的な管理の下に置かれる。

(ii)　秘密情報は、発送を待つ間、当該秘密情報の秘密指定の水準に応じた保護を与える保護された保管区域に置かれる。必要な水準の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人のみが、当該装備にアクセスするものとする。

(iii)　受領証は、秘密情報が送付されている間にその管理者が変わる場合にはその都度及び秘密情報が受領締約国政府の最終の受領者に引き渡される場合に取得される。全ての受領証は、提供締約国政府の発送者に返送される。

c　電子的送付については、

(i)　秘密情報は、送付されている間、該当する秘密指定の水準に照らして適当な暗号を使用することによって保護される。送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報システムの基準は、当該情報システムを採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

(ii)　受領締約国政府は、送付済秘密情報の受領についての記録を保持する。この記録は、提供締約国政府が要請した場合には、提供締約国政府に提供される。

第十二条　施設の保安

１　各締約国政府は、送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するものとする。

２　受領締約国政府は、政府の各施設について、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を任命することを確保する。

第十三条　送付済秘密情報の保管

受領締約国政府は、第八条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認められることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十四条　送付済秘密情報の破壊

送付済秘密情報は、提供された目的に照らして保持する必要がなくなった場合には、受領締約国政府により、自国の国内法令及び手続に従い、当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元を防止する方法によって破壊される。

第十五条　送付済秘密情報の複製

受領締約国政府は、文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、当該送付済秘密情報に適用される全ての元の秘密指定の表示についても、複製し、又は各複製物に表示する。受領締約国政府は、あらゆる複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。受領締約国政府は、複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。

第十六条　送付済秘密情報の翻訳

受領締約国政府は、送付済秘密情報の翻訳が、知る必要があり、かつ、第八条に定める必要な水準の秘密情報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。受領締約国政府は、当該翻訳の複製物の数を最小限にとどめ、及びその配布を管理する。あらゆる翻訳には、提供締約国政府の元の秘密指定に対応する受領締約国政府の秘密指定を表示するものとし、かつ、当該翻訳が送付済秘密情報を含むことを示す適当な注釈を当該翻訳を作成した言語により付すものとする。受領締約国政府は、当該翻訳を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。

第十七条　契約者への送付済秘密情報の提供

受領締約国政府は、送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、自国の国内法令及び手続に従い、次のことを確保するために適当な措置をとる。

ａ　契約者の施設が、該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。

ｂ　送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、送付済秘密情報を保護するための自己の責任について通知されること。

ｃ　契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、送付済秘密情報の使用、保管、破壊及び開示に関するこの協定の関連する規定に従って、当該送付済秘密情報の原本と同等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。

ｄ　受領締約国政府の権限のある当局が、送付済秘密情報がこの協定において求められる方法と同様の方法によって適切に保護されることを確保するため、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。

ｅ　権限のある当局が、秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿について、送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報へのアクセスが行われる各契約者の施設において保持されることを確保すること。

ｆ　権限のある当局が、送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が各契約者の施設において任命されることを確保すること。

ｇ　権限のある当局が、契約者がこの協定において求められる方法と同様の方法によって送付済秘密情報の保護のために必要な秘密保持の措置を適用し、及び維持することを確保すること。

１　受領締約国政府は、送付済秘密情報が紛失し、漏せつし、若しくは許可されていない個人若しくは法人に開示されたことが判明しているか、又はこれらを疑うに足りる根拠があるあらゆる事例を調査する。

２　受領締約国政府は、送付済秘密情報のあらゆる紛失、漏せつ又は許可されていない開示及び紛失、漏せつ又は許可されていない開示の疑いについて提供締約国政府に迅速かつ十分に通報する。

３　受領締約国政府は、１に規定する調査の最終結果及び再発を防止するためにとられる措置の詳細を、書面により提供締約国政府に提供する。

第十九条　手続取決め及び実施取決め

１　両締約国政府は、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。

２　権限のある当局は、その権限の範囲内で、この協定に従属し、かつ、この協定を実施するための補足的な規定を定める実施取決めを相互に決定することができる。

第二十条　紛争及び協議

１　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に協議する。

２　この協定、手続取決め及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

３　両締約国政府の権限のある当局は、実施取決めの実施に関して生ずる意見の相違を、当該権限のある当局の間の協議によって解決するものとする。

４　３の規定に従って意見の相違を解決することができない場合には、その問題は、２の規定に従って解決されるものとする。

第二十一条　秘密保持に係る代表者による訪問

この協定の履行については、両締約国政府の秘密保持に係る代表者による相互訪問を通じて促進することができる。両締約国政府が相互に同意する場合には、各締約国政府の秘密保持に係る代表者は、それぞれの秘密保持制度が適当な程度に同等のものとなることを達成するため、それぞれの秘密保持の手続について議論し、及びその実施を視察することを目的として、他方の締約国政府の施設を訪問することを許可される。

第二十二条　費用

各締約国政府は、自国の国内法令及び手続に従い、かつ、自国の毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十三条　効力発生、改正、有効期間及び終了

１　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を相互に通告するために交換する外交上の公文の日付のうち、最後の日付の日に効力を生ずる。

２　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正は、この協定の効力発生のための手続と同様の手続に従う。

３　この協定は、一年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思をそれぞれの一年の期間が満了する少なくとも九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、一年間ずつ自動的に延長される。

４　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて提供された全ての送付済秘密情報は、引き続きこの協定の規定に従って保護される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年七月八日に東京で、ひとしく正文である日本語、英語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
岩屋毅

カナダ政府のために
アニータ・アナンド

○農林水産省告示第四十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項（同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年十一月二十五日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項（同法第三十三条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年一月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　宏高

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109797号	化成肥料	くみあい苦土入り複合硝加燐安HS121	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第109825号	液状肥料	亜りん酸カルシウム液肥	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109826号	液状肥料	PK液肥特号MkⅡ	緑産業株式会社	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
輸第109842号	化成肥料	有機入り化成肥料NS189B	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第109843号	化成肥料	有機入り化成肥料NS398B	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109805号	化成肥料	ホウ素入り高度化成NS247号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109806号	化成肥料	追肥化成450号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第109808号	化成肥料	苦土有機入り化成8222	瀬戸内ケミカル有限会社	岡山県笠岡市神島外浦3675番地の１
生第109809号	液状肥料	welzo液肥525号	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
生第109824号	化成肥料	MA高度化成444	森六アグリ株式会社	徳島県徳島市川内町平石若宮73番地の１
生第109827号	化成肥料	有機入り化成H―22―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第109828号	化成肥料	有機入り化成H―21―１号	大東肥料株式会社	熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
生第109829号	混合りん酸肥料	1.0混合りん酸肥料	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地１
生第109830号	化成肥料	くみあい尿素有機入りアスパラ化成550	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第109831号	化成肥料	高度化成680	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
輸第109792号	混合微量要素肥料	混合微量要素肥料2609号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第109793号	混合微量要素肥料	混合微量要素肥料2614号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第109795号	尿素	尿素KG	鴻賀商事株式会社	岡山県岡山市北区広瀬町３―３島本ビル４階
輸第109798号	塩化アンモニア	ロイヤル塩安	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号
輸第109801号	尿素	尿素45	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の１
輸第109817号	混合りん酸肥料	苦土リンプラス35	蝶理株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町四丁目２番13号
輸第109839号	硫酸アンモニア	21.0硫酸アンモニア	有限会社茨城サングリーン	茨城県神栖市波崎9445番地４
輸第109840号	副産動植物質肥料	YG―BS液肥１号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目２番50号
輸第109841号	副産動植物質肥料	YG―BS粉末肥料１号	株式会社ユタカグローバル	東京都港区六本木四丁目２番50号
輸第109844号	被覆窒素肥料	被覆尿素42.0	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
輸第109845号	尿素	尿素SSU	阪和興業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町四丁目３番９号
外第109807号	炭酸マンガン肥料	MIB PPRODUMAN	ICL America do Sul S.A.	ブラジル連邦共和国サンパウロ州サンパウロ市アウトーラ・ルーチ・カルドゾ通り8501
			ICL JAPAN株式会社（国内管理人）	東京都文京区後楽二丁目２番22号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第四十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年十二月十日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年一月十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　宏高

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109838号	化成肥料	すくすく023Ｓタブレット	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109852号	汚泥肥料	ときわ13号	ときわ化研株式会社	福島県いわき市常磐関船町宮下２番地の２
生第109855号	汚泥肥料	バイオの環βF01	ヤンマーホールディングス株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
生第109861号	化成肥料	富士高度化成肥料NS658UF号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町４番17号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109818号	化成肥料	フレイヤ15	兼松アグリテック株式会社	茨城県神栖市東深芝４番地７

生第109823号	液状肥料	トヨチュー液肥　ハイパーロングＥ２	中島商事株式会社
生第109832号	液状肥料	液状　ＨＡＹＡＳＨＩ－４号	林化学工業株式会社
生第109835号	液状肥料	鉄力あくあＦＰＣ１	愛知製鋼株式会社
生第109854号	鉱さいけい酸質肥料	粉状徐冷スラグＡ	卜部産業株式会社
生第109862号	化成肥料	化成肥料ハイマックス特855号	九鬼肥料工業株式会社
生第109863号	化成肥料	中日本シリカゲル入り高度化成440	中日本肥料株式会社
生第109878号	液状肥料	グリシントップＮ10	ＮＣＴアグリ株式会社
輸第109819号	副産動植物質肥料	グアミール	鹿児島プロフーズ株式会社
輸第109822号	干蚕蛹粉末	さなぎ粕	興和株式会社
輸第109833号	熔成りん肥	17.0熔成りん肥	東山物産株式会社
輸第109834号	化成肥料	ブラック化成	ラクトップ有限会社
輸第109847号	水酸化苦土肥料	ＰＣ－Ｔ－60	啓和ファインマテリアル株式会社
輸第109856号	化成肥料	有機入り化成Ｈ－23号	大東肥料株式会社
輸第109857号	化成肥料	有機入り化成Ｈ－24号	大東肥料株式会社
輸第109864号	化成肥料	第一リン酸加里	株式会社マルー
輸第109865号	塩化加里	塩化加里１号	株式会社タクイ
輸第109866号	硫酸加里	硫酸加里１号	株式会社タクイ
輸第109875号	硝酸石灰	粒状硝酸石灰	ＬＤ国際商事株式会社
輸第109876号	化成肥料	燐安10号	シーアイマテックス株式会社
輸第109877号	りん酸アンモニア	燐安11号	シーアイマテックス株式会社

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（次のとおり］は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

愛知県豊明市沓掛町石畑158番地
滋賀県栗東市手原六丁目200番地１
愛知県東海市荒尾町ワノ割１番地
広島県福山市新浜町一丁目５番15号
三重県四日市市西末広町４番17号
愛知県名古屋市中村区名駅５丁目23番12号
東京都千代田区外神田一丁目18番13号
鹿児島県いちき串木野市大里2762番地
愛知県名古屋市中区錦三丁目６番29号
大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
大阪府大阪市西区西本町一丁目６番２号
岡山県備前市八木山830番地
熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
熊本県八代市鏡町鏡1159番地３
愛知県瀬戸市陶本町四丁目６番地
岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
岐阜県岐阜市長住町九丁目11番地TANAKAビル901号室
東京都八王子市別所１－41－１－７－702
東京都港区芝三丁目８番２号
東京都港区芝三丁目８番２号

○国土交通省告示第四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年十二月十九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月十六日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5848号	膨脹式救命浮器（内部収容型）	ＦＲＮ－ＡＳ－50　ＲＯ型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5849号	〃	ＦＲＮ－ＡＳ－84　ＲＯ型	〃	〃

○九州地方整備局告示第四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間
二百八号	柳川市大和町塩塚字深町一三一〇九番一から同市大和町塩塚字深町一三一九番三まで

図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月十六日

○北海道開発局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道厚岸郡厚岸町尾幌一七七一番から同町糸魚沢四二二番まで	前	A　八・五〇～一四・三九～一四・〇〇～一七・〇〇	四〇・〇〇メートル　一六三・四五メートル　二二・八五三キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一四・〇〇～二〇・〇〇	二〇八・六一メートル	
		C　一八・五〇～一八・五〇	一一・八六三メートル	
	後	A　八・五〇～一四・三九～一四・〇〇～一七・〇〇	四〇・〇〇メートル　一六三・四五メートル　二二・八五三キロメートル	
		B　一四・〇〇～二〇・〇〇	二〇八・六一メートル	
		C　一八・五〇～一八・五〇	一一・八六三メートル	
		D　一七・〇〇～一八・五〇	九・七二三メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月十六日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間
四百五十三号	北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一一番二から同町字上久保内一九七番四まで

図面縦覧場所	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　令和八年一月十六日

人事異動

内閣

○文部科学大臣臨時代理
国務大臣　黄川田仁志
文部科学大臣松本洋平海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（１月十三日）
○農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　宏高
農林水産大臣鈴木憲和海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（１月十四日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小川　賢司
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
立川簡易裁判所判事に補する（七年十二月二十六日）
仙台家庭裁判所判事・仙台簡易裁判所判事
中吉　徹郎
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
松本　明敏
仙台家庭裁判所判事に補する
仙台家庭裁判所長を命ずる
仙台簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事兼判事
男澤　聡子
川越簡易裁判所判事に補する
川越簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
さいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
さいたま地方裁判所川越支部長を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
さいたま家庭裁判所川越支部長を命ずる（以上七年十二月二十八日）
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
嶋末　和秀
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
松江地方裁判所判事兼松江家庭裁判所判事・松江簡易裁判所判事
西村　欣也
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
西岡　繁靖
松江地方裁判所判事に補する
松江地方裁判所長を命ずる
兼ねて松江家庭裁判所判事に補する
松江家庭裁判所長を命ずる
松江簡易裁判所判事に補する
松江簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上七年十二月三十日）
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事木納敏和は七年十二月二十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日、小丸川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。
令和八年１月十六日
九州地方整備局長　垣下　禎裕

法務

公証人任免

大阪法務局所属公証人橋本眞一は願により公証人を免ぜられた。（七年十二月三十一日）
名古屋法務局所属公証人久保豊は願により公証人を免ぜられた。
朝日貴浩は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人久保豊の後任を命ぜられた。（以上１月五日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

山梨労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
令和８年１月16日
山梨労働局長　岩﨑　充
第４号中「１時間1,047円」を「１時間1,100円」に改める。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和８年１月15日をもって満了した。
令和８年１月16日
人事院人材局企画課長　澤田　晃一
記
2024年度海上保安学校学生採用試験（航空課程区分）
2024年度海上保安大学校学生採用試験
2024年度気象大学校学生採用試験

令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者

弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第20条の規定に基づき、令和７年度特定侵害訴訟代理業務試験の合格者を次のとおり公告する。
令和８年１月16日
工業所有権審議会会長　時田　隆仁

受験番号	氏名	受験番号	氏名
10001	平井　隼斗	10002	内田　明男
10003	中重　善文	10004	佐々木貴英
10005	山本　睦也	10006	大森　伸一
10009	鷲塚　澪	10011	高野　佑磨
10016	久保江理郁	10017	北村　優太
10019	今井　正敏	10020	田中湧一郎
10022	棚田　明典	10023	前田　賢謙
10024	大坪　憲司	10025	木村　智加
10026	内宮　真奈	10028	大野なつみ
10029	松川　孝光	10030	木村　正典
10031	吉村　絹恵	10033	佐藤　有夏
10035	尾仲　理香	10036	長生　昌紘
10039	田中健太郎	10041	川口　英行
10045	渡邉　慧介	10046	牧　省吾
10049	滝沢　和雄	10050	三条　晴明
10052	髙野　喜光	10053	安藤あやの
10054	加藤駿一郎	10056	町野　曜生
10060	久保田雄介	10062	田中　合紀
10066	山本　悦司	10067	南　毅
10068	大川　亮	10073	末広　尚也
20003	吉村　志聡	20004	舩曳　崇章
20005	荒田　秀明	20006	高山　望
20007	高橋　俊一	20008	畑澤　匡広
20009	渡邊あかり	20010	朝山　竜雅
20011	田中　樂	20013	山口　佳子
20015	田中　康太	20017	福田　光起
20018	服部　真典	20019	塚本　悠介
20020	田中　洋一	20021	有川　智章
20022	水谷　歩	20026	村上　大毅
20027	白井あゆみ	20028	細川　耀司

以上60名

諸事項

公告

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年１月16日

東北地方整備局長　西村　　拓

１　処分をした年月日　令和７年12月19日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社藤源　佐藤美智枝　岩手県一関市花泉町永井字九千沢269―１　国土交通大臣許可（般―04）第28791号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年12月17日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

河川法に基づく工作物返還に係る公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。

令和８年１月16日

中国地方整備局長　杉中　洋一

１　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　馬小屋（木造平屋建）１棟

２　保管した工作物の放置されていた場所及び当該建物を除却した日時

⑴　保管した工作物の放置されていた場所　岡山県倉敷市水江地先

⑵　当該工作物を除却した日時　令和７年12月３日13時

３　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該工作物の保管を始めた日時　令和７年12月３日13時

⑵　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所高梁川水系高梁川河川区域内

４　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。

なお、当該建物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該建物の返還を受ける者の負担とする。

５　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０２号
北海道士別市武徳町44線東７号
清算株式会社　株式会社道北企画
代表清算人　中島　英利
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
旭川地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２１０２号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
清算株式会社　株式会社サンアクシス
代表清算人　若狭　浩文
１　決定年月日　令和７年12月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１８号
名古屋市中村区名駅４丁目24番８号
清算株式会社　株式会社トラストライズ
代表清算人　近藤　芳央
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１１号
栃木県那須塩原市西栄町７番１号
清算株式会社　株式会社Ｓｗｅｅｔｆｉｓｈ　Ｂｌｕｅｓ
１　決定年月日　令和７年12月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０５２号
東京都港区六本木７丁目２番８号
清算株式会社　株式会社ダブル・ティー・エフ・シー
１　決定年月日　令和７年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０５９号
東京都江東区潮見２丁目１番22号
清算株式会社　株式会社久米開発プロデュース
１　決定年月日　令和７年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６８号
東京都千代田区神田美土代町７番地
清算株式会社　株式会社ＡＩＲ　ＢＩＯＳ
１　決定年月日　令和７年12月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第８号
堺市北区長曽根町3035番地25
清算株式会社　株式会社アマミ
１　決定年月日　令和７年12月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所堺支部

令和７年（ヒ）第５号
広島県福山市水呑町2500番地１
清算株式会社　株式会社ミノミ商事
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所福山支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００１号
青森市中央１丁目24―４
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　坂田　美恵
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社株式会社アシスト（以下「アシスト」という。）は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済原資
アシスト及び清算株式会社株式会社エヌ・コム（以下「エヌ・コム」といい、両社を総称するときは「清算株式会社ら」という。）が保有する現預金及び仮払金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社らに対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社らに対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。
⑵　弁済
清算株式会社らは、清算株式会社らの一般債権者（エヌ・コムの一般債権の定義は本協定書第２、１項と同じ。）に対し、同率の弁済率（いわゆるパーレート弁済の方式）により弁済を行う。
アシストは、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、本項第⑴に定める弁済原資を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、アシストの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する（１円未満切り捨て）。
⑶　免除
一般債権者は、本項第⑵に基づく弁済を受けたときは、アシストに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第⑵の弁済の後、アシストに新たな財産が発見されたときは、アシストは、これを速やかに換価し、清算株式会社らの一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、清算株式会社らの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する。
イ　本項第⑷アによる弁済を行った場合は、本項第⑶に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関係者債権
１　定義
関係者債権とは、協定債権のうち、坂田美恵及びエヌ・コムが有するものをいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、アシストに対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。
以上
青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２００２号
青森市中央１丁目24―４
清算株式会社　株式会社エヌ・コム
代表清算人　坂田　美恵
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社株式会社エヌ・コム（以下「エヌ・コム」という。）は、協定債権のうち利息債権及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。

第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　弁済原資
エヌ・コム及び清算株式会社株式会社アシスト（以下「アシスト」といい、両社を総称するときは「清算株式会社ら」という。）が保有する現預金及び仮払金の合計額から、清算株式会社らの清算結了までに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社らに対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社らに対する費用請求権の合計額を控除した残額を弁済原資とする。
⑵　弁済
清算株式会社らは、清算株式会社らの一般債権者（アシストの一般債権の定義は本協定書第２、１項と同じ。）に対し、同率の弁済率（いわゆるパーレート弁済の方式）により弁済を行う。
エヌ・コムは、本協定の認可の決定が確定した日から１ヶ月以内に、本項第⑴に定める弁済原資を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、エヌ・コムの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する（１円未満切り捨て）。
⑶　免除
一般債権者は、本項第⑵に基づく弁済を受けたときは、エヌ・コムに対し、各一般債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、当該弁済時にその債務を免除する。
⑷　新たな財産が発見された場合の追加弁済
ア　本項第⑵の弁済の後、エヌ・コムに新たな財産が発見されたときは、エヌ・コムは、これを速やかに換価し、清算株式会社らの一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存在する場合は、当該残額を分子とし、清算株式会社らの全ての一般債権額の合計額を分母として弁済率を算出し、清算株式会社らの各一般債権者の債権額に当該弁済率を乗じて算出した金額を弁済する。
イ　本項第⑷アによる弁済を行った場合は、本項第⑶に基づく免除は、当該追加弁済額を限度として本項第⑵に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関係者債権
１　定義
関係者債権とは、協定債権のうち、坂田美恵が有するものをいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、エヌ・コムに対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。

以上

青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２０６４号

東京都渋谷区神宮前１丁目10番７号
清算株式会社　株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ
代表清算人　主濱　　歩
１　決定年月日　令和７年12月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
特別清算会社株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ（以下「特別清算会社」という。）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、令和７年９月８日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した別紙「本件協定債権額一覧」に記載の債権者（以下「協定債権者」という。）が有する債権（以下「本件協定債権」という。）とする。
２　債権額
協定債権者の令和７年９月８日における本件協定債権額は、別紙「本件協定債権額一覧」のとおりである。
第２　按分弁済
１　特別清算会社は、協定債権者に対し、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に、資産の換価代金から、必要な費用を控除した残高を、別紙「本件協定債権額一覧」のうち元金残高に応じて按分して弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、特別清算会社に対し、本件協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の規定による弁済の後、特別清算会社に新たな財産が発見されたときは、特別清算会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、本件協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。ただし、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たに按分弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
５　特別清算開始決定日以降、本件協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する本件協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は関係当局への届け出、許認可の取得等を条件に合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　一四二頁（号外第一三八号）

令和八年一月十六日

東京都千代田区大手町一丁目五番五号

（甲）株式会社みずほ銀行

代表取締役　加藤　勝彦

東京都千代田区神田錦町二丁目三番地

（乙）みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社

代表取締役　吉原　昌利

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都中央区勝どき四丁目一一番二号

（甲）合同会社ケープラン

代表社員　増田　尚美

東京都中央区勝どき四丁目一一番二号

（乙）合同会社カイト

代表社員　増田　尚美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

神奈川県川崎市幸区小倉一番地一、E―一三一九

（甲）合同会社プラネット

代表社員　泉　健太

神奈川県川崎市幸区小倉一番地一、E―一三一九

（乙）合同会社スマイル

代表社員　泉　健太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.fujitsu.com/jp/group/fho/

令和八年一月十六日

川崎市中原区上小田中四丁目一番一号

（甲）富士通株式会社

代表取締役社長　時田　隆仁

川崎市中原区下小田中二丁目一二番五号

（乙）富士通ホーム＆オフィスサービス株式会社

代表取締役社長　髙須　恵一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十三頁（号外第二八六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　八十四頁（号外第二八六号）

令和八年一月十六日

大阪市中央区今橋二丁目二番一一号

（甲）シティビルド株式会社

代表取締役　松谷竜二郎

大阪市中央区北浜三丁目二番二五号

（乙）ビーアーム株式会社

代表取締役　松谷竜二郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年二月六日に予定しており、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://panasonic.co.jp/paf/company/accounts.html

（乙）https://bousai-toukatsu-kaigo.jp/company/

令和八年一月十六日

大阪府門真市大字門真一〇四八番地

（甲）パナソニックエイジフリー株式会社

代表取締役　坂口　哲也

千葉県松戸市岩瀬六三二番地の二

（乙）株式会社ボウサイ東葛介護ショップ

代表取締役　坂口　哲也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tmt-machinery.jp/company/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　五十七頁（号外第二三〇号）

令和八年一月十六日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番二六号

大阪グリーンビル六階

（甲）ＴＭＴマシナリー株式会社

代表取締役　髙本　隆二

大阪府大阪市中央区北浜二丁目六番二六号

大阪グリーンビル六階

（乙）ＴＭＴソリューションズ株式会社

代表取締役　西大路　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　山陽新聞

掲載の日付　令和七年十一月十七日

掲載頁　十九頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十一日

掲載頁　一六〇頁（号外第二五六号）

令和八年一月十六日

岡山市南区福浜町一三番二八号

（甲）平松電気工事株式会社

代表取締役　平松　良一

岡山市北区野田五丁目一番四号

（乙）不動電気株式会社

代表取締役　平松　良一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のみやすい解析事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一二六頁（号外第一四六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二〇頁（号外第一六九号）

令和八年一月十六日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
（甲）M-SOLUTIONS株式会社
代表取締役　植草　学

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
（乙）株式会社環
代表取締役　青木　沙織

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の中古車せり関連機器および中古車せり関連ソフトウェア・システム・サービスの開発・販売・導入・保守事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fujitsu.com/jp/group/tel/about/ir/

（乙）https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/kk/

令和八年一月十六日

東京都品川区南大井六丁目二〇番一四号
（甲）トータリゼータエンジニアリング株式会社
代表取締役社長　中三川和則

東京都稲城市矢野口一七七六番地
（乙）富士通フロンテック株式会社
代表取締役社長　櫛田　龍治

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりウエルシア薬局株式会社（乙、住所東京都千代田区外神田二丁目二番一五号）のＥＣサイトの運営事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.welpark.jp/

（乙）http://www.welcia-yakkyoku.co.jp

令和八年一月十六日

東京都立川市高松町一丁目一〇〇番地二五号棟
株式会社ウェルパーク
代表取締役　菅野　一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の流通製品・流通関連サービス事業、静脈認証関連事業およびＲＦＩＤ関連事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/kk/

令和八年一月十六日

川崎市中原区上小田中四丁目一番一号
（甲）富士通株式会社
代表取締役社長　時田　隆仁

東京都稲城市矢野口一七七六番地
（乙）富士通フロンテック株式会社
代表取締役社長　櫛田　龍治

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社小堀（住所千葉市若葉区若松町九八一番地四四）に対して当社の中古車小売事業及び不動産関連事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月十六日

千葉市若葉区若松町九八一番地四四
有限会社小堀商会
代表取締役　小堀　達也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ごてつ（住所静岡県沼津市千本港町一一三番地）に対して当社の飲食店運営事業の一部（「カキ小屋食堂」「沼津カキ小屋二号店」「米と魚沼津店」「海鮮専門店五鉄沼津五鉄本店」「海鮮専門店五鉄小田原五鉄」「海女小屋ＢＢＱ」「漁師めし食堂沼津店」）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　一一九頁（号外第二五九号）

令和八年一月十六日

静岡県沼津市春日町一一番地二
株式会社ＤＢＳ
代表取締役　山田　勝一

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社スプリングアセット（住所大阪市中央区平野町二丁目二番一四号）に対して当社の営む不動産管理に係る事業に関して有する権利義務の全部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年一月八日
掲載頁　六十四頁（号外第四号）

令和八年一月十六日

大阪市中央区平野町二丁目二番一四号
株式会社先春園本店
代表取締役　沖野　雅英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は株式会社ムーブ・オンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

埼玉県川越市大字的場六一三番地四
ムーブ・オン合同会社
代表社員　坪谷千代子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都杉並区高円寺南四丁目四四番一三―一〇一号
合同会社ラチとライオン
代表社員　髙比良昌典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
ＬＶＪホールディングス2合同会社
代表社員　ＬＶＪホールディングス合同会社
職務執行者　稲垣　伸一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＫＹ　ＤＡＴＡとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

東京都文京区湯島四―六―一二湯島ハイタウン九一四
合同会社ソラトブ
代表社員　宮﨑　稜也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

愛知県丹羽郡大口町大屋敷一丁目一〇五番地二　合同会社雅創

代表社員　田邊なほみ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり組織変更後の商号は株式会社ＩＮＦＩＮＩＴＹとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

岡山県倉敷市玉島柏島五六〇九番地　合同会社ＩＮＦＩＮＩＴＹ

代表社員　吉岡　祐紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月十六日

愛媛県松山市春美町三四二三番地四　ユウプラス合同会社

代表社員　岡村　崇志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億三千九百七十八万九千五百十九円（全額を資本準備金に組入れるものとする）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一八八頁（号外第一四八号）

令和八年一月十六日

東京都渋谷区神南一丁目四番九号六Ｆ　ｆｏｒｅｓｔ株式会社

代表取締役　湯原　伸悟

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を二億四千五百九万二千円減少し四千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、株主総会の決議は令和七年十二月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/462270/announces

令和八年一月十六日

東京都豊島区東池袋一丁目一八番一号ＨａｒｅｚａＴｏｗｅｒ二〇階　株式会社スポスル

代表取締役　尾濱　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四五億円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十六日

東京都千代田区神田小川町一丁目四番地　株式会社Ｔｈｉｒｄ　Ｉｎｔｅｌｌｉｇｅｎｃｅ

代表取締役　石橋　準也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　六十七頁（号外第二七七号）

令和八年一月十六日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号　大手町ビルヂング四Ｆ　コンプライアンス・データラボ株式会社

代表取締役　山崎　博史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階　株式会社ＪＳＴＧ

代表取締役　湯本　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jac.co.jp

令和八年一月十六日

鹿児島県霧島市溝辺町麓字徳利山七八七番地四　日本エアコミューター株式会社

代表取締役　増村　浩二

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月十八日を効力発生日とする林建設工業株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終貸借対照表はありません。

令和八年一月十六日

山形県酒田市幸町一丁目六番六号　ＨＡＹＡＳＨＩホールディングス株式会社

代表取締役　林　浩一郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　六十九頁（号外第二七七号）

令和八年一月十六日

東京都中央区銀座七丁目一二番四号　株式会社アデッソ

代表取締役　岩田　真理

資本金及び準備金の額の減少公告

当会社は、資本金の額を四十五億円、資本準備金の額を四十五億円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年二月十九日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十三頁（号外第一七七号）

令和八年一月十六日

東京都中央区日本橋本町一丁目五番四号　アンドファーマ株式会社

代表取締役　岩本　紳吾

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千四百四十万円、資本準備金の額を六億八百四十万円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jamplatform.com/

令和八年一月十六日

東京都千代田区神田錦町三丁目一七番一　ＪＡＭＰビジネス・イノベーション株式会社

代表取締役　太原　啓一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額九千二百七十四万千九百円のうち四千二百七十四万千九百円を減少し、減少後の資本金の額を五千万円といたします。また、当社が発行する第十五回乃至第十六回新株予約権が令和八年八月三十日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴い増加する資本金の額の同額分を合わせて減少いたします。

加えて、資本準備金の額四千二百七十四万千九百円のうち四千二百七十四万千九百円を減少し、減少後の資本準備金の額を零円といたします。また、当社が発行する第十五回乃至第十六回新株予約権が令和八年八月三十日までに行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴い増加する資本準備金の額の同額分を合わせて減少いたします。

効力発生日は、共に令和八年八月三十一日です。

これらの決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月十六日

東京都目黒区碑文谷五丁目一五番一号

株式会社鉄人化ホールディングス

代表取締役　根来　拓也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十三億五千七百五十万円、資本準備金の額を八十二億二百六十九万三千百五十四円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.fujitsu.com/jp/group/frontech/about/ir/kk/

令和八年一月十六日

東京都稲城市矢野口一七七六番地

富士通フロンテック株式会社

代表取締役社長　櫛田　龍治

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千七百四十七万四千二百五十円、資本準備金の額を三億二千六百四十七万四千二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/152399/announces

令和八年一月十六日

京都市下京区官社殿町一九九

株式会社ＣｈａｒａｃｔｅｒＢａｎｋ

代表取締役　三上　航人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十一億円、資本準備金の額を三十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月二十二日

掲載頁　六十七頁（号外第一一二号）

令和八年一月十六日

大阪府茨木市横江二丁目七番五二号

株式会社アルティフーズ

代表取締役　貴田　朗

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月十六日

東京都港区新橋五丁目一番九号

山手冷蔵株式会社

代表取締役　市嶋　健介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番一号

株式会社第一生命経済研究所

代表取締役　寺本　秀雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十六日

東京都千代田区神田多町二丁目四番地

株式会社ローリング興業社

代表取締役　藤田　強

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十六日

東京都港区六本木三丁目一一番六号

株式会社ウナカミ

代表取締役　海上　文夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十六日

横浜市神奈川区栗田谷一七番五号

株式会社トータス

代表取締役　清家　園恵

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月一日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十六日

福井県南条郡南越前町東大道第三五号二八番地

株式会社坂川コーポレーション

代表取締役　野尻　卓司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月十六日

岡山県岡山市南区市場一丁目一番地

株式会社岡山県水

代表取締役　日種　一郎

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるキム・スンテ及びパク・キョンヨン両名が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月十六日

大阪府大阪市港区海岸通二―五―二三ＳＫビル四〇一号室　SIGONGtech Co., Ltd.

日本における代表者　キム・スンテ

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社ゴールドＡ

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六千五百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

特定目的会社ゴールドＢ

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資六千四百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＣ

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資千六百口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年二月十七日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＪ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十九億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0046/index.html

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号　Ｌｕｍｉｎａ３特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十九億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月九日

掲載頁　六十四頁（号外第一二六号）

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社泉北開発

取締役　赤津　忠祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億円（但し、Ａ号優先出資につき七億円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://snmm.jp/koukoku/yycapital_tmk/

令和八年一月十六日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

Ｙｙキャピタル特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000856/a89p/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＡ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000857/88vw/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＢ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000897/74fy/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＣ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000911/93ri/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＤ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000970/i234/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＥ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億千八百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001022/nr48/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＦ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億四千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001063/v83d/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＧ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千二百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001079/g97d/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＨ

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00001149/jd43/

令和八年一月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　特定目的会社ゴールドＪ

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第二回）

当行規約型確定給付企業年金は、令和八年一月一日確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があったものとみなされたので、当行規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月十六日

長野県長野市青木島一丁目二一番地二号　青木島ＡＰ　Ｂ二〇三

株式会社八十二長野銀行

（旧　株式会社長野銀行）

規約型確定給付企業年金清算人　宮崎　孝美

取消公告

令和七年十二月十九日掲載の新設分割公告は取消します。

令和八年一月十六日

静岡県沼津市春日町一一番地二

株式会社ＤＢＳ

代表取締役　山田　勝一